

宇宙開発利用に関する検討会議の開催について(案)

平成 27 年 7 月 3 日

宇宙開発戦略本部長決定

(平成 28 年 12 月 13 日一部改正)

1. 宇宙開発戦略本部令(平成 20 年政令第 251 号)第 2 条の規定に基づき、宇宙開発利用に関する重要事項について検討を行うため、宇宙開発利用に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。
2. 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者の出席を求めることができる。

議長	宇宙基本法第 29 条に規定する宇宙開発担当大臣
副議長	内閣官房副長官(事務)
構成員	内閣官房副長官補(内政担当)
	内閣官房副長官補(外政担当)(内閣官房国家安全保障局次長兼任)
	内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)(内閣官房国家安全保障局次長兼任)
	内閣官房宇宙開発戦略本部事務局長
	<u>内閣府宇宙開発戦略推進事務局長</u>
	内閣府宇宙審議官

3. 検討会議は、必要に応じ、関係府省庁連絡会議を開催することができる。関係府省庁連絡会議は、構成員の一部及び関係する官職にある者によって構成する。

- 3.4. 検討会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府において処理する。

45. 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。